

小監公告第12号  
令和元年11月20日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤 沼 千 春

小山市監査委員 小 川 一 久

小山市監査委員 関 良 平

## 記

### 1. 監査対象

市民生活部 市民生活課 生活安心課 環境課  
市民課 国保年金課

### 2. 監査期日

令和元年9月10日

### 3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

### 4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

## 5. 意見・要望

今回の監査における意見及び要望は次のとおりである。

### 【生活安心課】

・市民生活の安定及び向上を図ることを目的として、様々な活動を行う団体に対して補助金を交付している。しかしその原資は公金であり支出にあたっては適正な手続きにより運用されるべきものであることは言うまでもない。

しかしながら、今回の監査において提出を受けた補助金交付に係る書類の一部に、請求金額や請求年月日の記載されていない請求書等が見受けられた。

他書類等から支出金額及び請求時期に疑義が生じるものではない事は確認出来たが、補助金の支出が交付団体からの請求に基づくものである以上、追記等による補正や書類の再提出を促す等適正な運用に努めるよう望む。

### 【環境課】

・平成28年度より路上喫煙禁止区域内での巡回・指導及び過料徴収を指導員2名体制で導入してから3年が経過している。指導方法や過料徴収のあり方について、これまでの効果を検証するとともに、より実効性が向上するよう見直しを図るよう望む。